

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び法第4条第2項の規定に基づく規制基準を次のとおり定めたので、法第6条の規定により告示する。

なお、関係図面は、沼津市生活環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成22年7月21日

沼津市長 栗原裕康

悪臭防止法の規定に基づく地域の指定及び規制基準

1 法第3条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市計画区域並びに戸田及び井田区域とし、別表第1に掲げるところにより区分する。

2 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準

1に規定する地域に適用される事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の規制基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第2項第1号に定める規制基準は、別表第2のとおりとする。
- (2) 法第4条第2項第2号に定める規制基準は、別表第2に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。
- (3) 法第4条第2項第3号に定める規制基準は、別表第2に掲げる規制基準の値を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

付 則

- 1 この告示は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 悪臭防止法の規定に基づく地域の指定及び規制基準（平成12年沼津市告示第127号）は、廃止する。

- 3 標高50メートルを超える市街化調整区域及び別図に定める区域については、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、当分の間、第4種区域として規制基準を臭気指数21とする。

別表第1（第1項関係）

区 分	地 域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第3種区域	工業地域、工業専用地域、市街化調整区域並びに戸田及び井田区域

別表第2（第2項関係）

区 分	規制基準
第1種区域	臭気指数 12
第2種区域	臭気指数 15
第3種区域	臭気指数 18